



厚生労働省 奈良労働局 発表
平成29年5月15日

担当

奈良労働局 労働基準部 健康安全課
課長 的場 基泰
補佐 藤本 貞之
電話 0742-32-0205 (健康安全課直通)

登録教習機関に対する行政処分について

厚生労働省奈良労働局（局長 伊達浩二）は、平成29年5月15日、労働安全衛生法に基づく登録教習機関である奈良県森林組合連合会（会長 山本陽一）及び林業・木材製造業労働災害防止協会（会長 吉条良明）に対し、下記のとおり、労働安全衛生法に基づく行政処分を行った。

記

1 奈良県森林組合連合会に対する行政処分

(1) 処分の対象者

奈良県森林組合連合会（以下、「県森連」と表現する）

代表者職氏名	代表理事長	山本陽一
本店所在地	奈良県奈良市内侍原町6番地の1	
	奈良県林業機械化推進センター	奈良県吉野郡吉野町香束1320番地
登録番号	奈良労働局長登録教習機関第12号	

(2) 処分の内容

労働安全衛生法に基づき登録を受けた8種類（ ）の全ての技能講習の業務について、登録を取り消す。

登録当初は9種類であったが、法改正により一部の技能講習が統合されたため、現在は8種類になっている。8種類の具体的な内容は次のとおり。

- ア 小型移動式クレーン運転技能講習
- イ はい作業主任者技能講習
- ウ フォークリフト運転技能講習
- エ 車両系建設機械（整地、運搬、積込み用及び掘削用）運転技能講習
- オ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
（平成18年4月に「地山の掘削作業主任者技能講習」と「土止め支保工作業主任者技能講習」が統合されたもの）
- カ 不整地運搬車運転技能講習
- キ 玉掛け技能講習
- ク 車両系建設機械（解体用）運転技能講習

（3）処分を行った日

平成29年5月15日

（4）根拠となる法令の条項

労働安全衛生法第77条第3項において準用する同法第53条第1項第1号及び第2号

（5）処分の原因となった事実

県森連では、労働安全衛生法第77条第7項の規定に反し、平成15年9月10日から平成23年7月8日にかけて、6種類（ ）の技能講習において、延べ14名の自社職員に対し、技能講習を実施することなく（技能講習を受講せず、修了試験も受けることなく）不正に技能講習修了証を発行したこと。

不正が行われた技能講習は、次の6種類である。なお、カッコ内の数字は、不正に修了証が発行された県森連の職員の延べ人数を表す。

- ア 小型移動式クレーン運転技能講習〔2名〕
- イ はい作業主任者技能講習〔2名〕
- ウ フォークリフト運転技能講習〔1名〕
- エ 車両系建設機械（整地、運搬、積込み用及び掘削用）運転技能講習〔2名〕
- オ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習〔6名〕
（内訳は、地山掘削作業主任者3名、土止め支保工作業主任者3名）
- カ 不整地運搬車運転技能講習〔1名〕

前記 の事実に伴い、労働安全衛生法第77条第3項において準用する同法第46条第2項第3号に定める欠格事由に該当すること。

(6) 処分の理由

前記(5)の事実により、労働安全衛生法第 77 条第 3 項において準用する同法第 53 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当すること。

(7) その他

処分の原因となった事実及び処分理由は前記(5)(6)のとおりであるが、県森連が行った次の行為により、労働安全衛生法第 77 条第 7 項の規定に違反した事実も認められた。

(事実) 平成 22 年 10 月 4 日から同月 7 日にかけて奈良県森林組合連合会が実施したフォークリフト運転技能講習について、所定の基準に適合しない講師によって技能講習を実施したことにより、実技講習において、受講者 12 名に対してフォークリフト運転技能講習規程第 2 条に定める所定の講習時間が 24 時間不足したこと。

2 林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部に対する行政処分

(1) 処分の対象者

林業・木材製造業労働災害防止協会(以下、「林材防」と表現する)

代表者職氏名	会長 吉条良明
本店所在地	東京都港区芝 5 丁目 3 5 番 2 号
登録番号	奈良労働局長 登録教習機関第 3 号
奈良県支部	支部長 甲村 侑男
	事務所 奈良県橿原市内膳町 5 丁目 5 番 9 号

(2) 処分の内容

労働安全衛生法に基づき奈良労働局において登録を受けたフォークリフト運転技能講習の業務を、平成 29 年 5 月 15 日から平成 29 年 11 月 14 日までの 6 か月間、停止すること。

(3) 処分を行った日

平成 29 年 5 月 15 日

(4) 根拠となる法令の条項

労働安全衛生法第 77 条第 3 項において準用する同法第 53 条第 1 項第 2 号

(5) 処分の原因となった事実

林材防奈良県支部が行った次の行為により、労働安全衛生法第 77 条第 7 項の規定に違反したこと。

(事実) 平成 22 年 10 月 4 日から同月 7 日にかけて林材防奈良県支部が実施したフォークリフト運転技能講習について、所定の基準に適合しない講師によって技能講習を実施したことにより、実技講習において、受講者 8 名に対してフォークリフト運転技能講習規程第 2 条に定める所定の講習時間が 24 時間不足したこと。

(6) 処分の理由

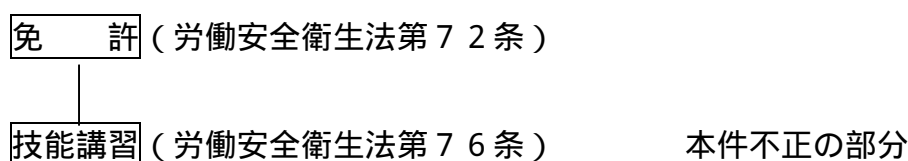
前記 (5) の事実により、労働安全衛生法第 77 条第 3 項において準用する同法第 53 条第 1 項第 2 号に該当すること。

【 参考事項（制度の説明） 】

（ 1 ）労働安全衛生法の資格制度（免許、技能講習など）

危険な業務から生じる労働災害を防止するため、労働安全衛生法では、一定の危険有害業務に従事する者又は危険有害業務の責任者について、その内容に応じて、免許を取得した者に従事させる（指揮させる）、又は、技能講習を修了した者に従事させる（指揮させる）ことを義務付けている。

これら免許や技能講習修了証を有さずに作業すれば、「無資格作業」となり、その作業を指示した事業者は法律違反の責任を問われる。



（ 2 ）登録教習機関

技能講習を実施する団体、個人（教習機関）は、都道府県労働局長に対し、実施しようとする技能講習ごとに申請し、登録することになっている（労働安全衛生法第77条）。この教習機関のことを「登録教習機関」という。

また、登録教習機関において技能講習の講師になるためには、講習科目ごとに、決められた学歴・資格・実務経験等の要件が必要となっている（講師要件）。

（ 3 ）技能講習

技能講習については、告示による技能講習規程が定められており、受講資格、講師要件、講習科目、講習時間等が決められている（労働安全衛生法第76条）。

なお、講習科目には学科と実技があるが、その内容や実技の有無は技能講習の種類により異なる。

講師要件を満たした講師により、必要な講習科目、講習時間数を修了し、修了試験に合格したら、受講生には「技能講習修了証」が交付される。

登録教習機関が不適切に技能講習を行い、修了証を交付した場合、

- 例えば
- ・ 講師要件を満たさない不適格な講師による講習
 - ・ 講習において法定の科目を実施していない
 - ・ 講習時間が法定の時間数を満たしていない
 - ・ 修了試験に合格していないのに合格したものと扱う など

都道府県労働局長は登録教習機関に対し、登録取消し等の行政処分を科す。

不適切に交付された技能講習修了証は無効となり、回収することになる。

ただし、受講生の不利益を回避するため、補講を行い、補講を終えれば、当初に交付された技能講習修了証は有効とされる。

(4) 参照条文

労働安全衛生法

(登録製造時等検査機関の登録)

第46条

第1項 (略)

第2項 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 第53条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
第3項、第4項 (略)

(登録の取消し等)

第53条

第1項 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第46条第2項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

二 第47条から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項又は第103条第2項の規程に違反したとき。

三~六 (略)

第2項、第3項 (略)

(登録教習機関)

第77条

第1項 第14条、第61条第1項又は第75条第3項の規定による登録(以下この条において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令

で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

第2項 (略)

第3項 第46条第2項及び第4項の規定は第1項の登録について、…(中略)…第53条第1項(第4号を除く。以下この項において同じ。)…(中略)…の規定は第1項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
第53条第1項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第14条若しくは第61条第1項の技能講習若しくは第75条第3項の教習
第53条第1項第2号	第47条から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項	第47条の2から第49条まで、第50条第1項若しくは第4項、第77条第6項若しくは第7項

第4項～第6項 (略)

第7項

登録教習機関は、公正に、かつ、第75条第5項又は前条第3項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。

フォークリフト運転技能講習規程

(講習科目の範囲及び時間)

第2条

第1項 技能講習のうち学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
講習科目	範囲	講習時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの原動機、動力伝達装置、走行装置、かじ取り装置及び制動装置並びに方向指示器、警報装置その他のフォークリフトの走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの荷役装置、油圧装置(安全弁を含む。)、ヘッドガード及びバツクレスト並びにラム、バケットその他のフォークリフトの荷役に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重量 重心及び物の安定 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

第2項 技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行なうものとする。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
講習科目	範囲	講習時間
走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	20時間
荷役の操作	基本操作 フォークの抜き差し 荷の配列及び積み重ね	4時間

第3項 (略)